

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「法人」という。）
定款第32条第3項に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員とは安曇野市に在住する者、及び安曇野市に拠点を持つ商店・企業、並び
に法人の目的に賛同した者をいう。

(会員の区分)

第3条 法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员（各世帯ごと） 安曇野市に住居を有する者
- (2) 賛助会員 法人の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 法人の趣旨に賛同する企業又は事業所

(会員への報告等)

第4条 法人は会員に対して、次の各号に掲げる事項を実施するように努めなければな
らない。

- (1) 法人の予算、決算及び事業の報告
- (2) 法人の発行する機関紙及びパンフレット等の配布
- (3) 法人の実施する各種研究及び調査の結果報告
- (4) 法人の実施する大会、講習会及び研修会等への参加案内

2 法人は、毎年法人としての業務運営について、会員の意見を反映するように努めな
なければならない。

(会費の金額等)

第5条 会費は年額とし、次の区分による。

- (1) 普通会员 1世帯 年額 1,000円
- (2) 賛助会費 1口 年額 2,000円
- (3) 特別会費 1口 年額 5,000円

(会費の納入)

第6条 各会計年度の会費の納入期限は、当該会計年度の末日までとする。ただし、普
通会費の納入期限は会長が別に定めることができる。

(領収書の発行)

第7条 会員が会費を納入したときは、領収書を発行する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。